令和８年４月１日発行
（令和８年４月 10 日一部改正）

令和８年度
新発田市住宅リフォーム支援事業（一般住宅）
募集要領

【目次】

１　制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P2
２　補助対象者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P2
３　補助対象建物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P2
４　補助対象工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P3
５　工事施工者の条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P3
６　補助金額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P3
７　補助金額の例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P4
８　補助対象となる工事の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P4
９　募集形式、受付期間、手続きの流れ等　・・・・・・・・・・・・・・・　P7
１０　交付申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P9
１１　交付変更申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P10
１２　交付申請の取下げ、交付決定の取止め　・・・・・・・・・・・・・・　P10
１３　完了実績報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P11
１４　補助金の請求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P11
１５　新発田市の住宅リフォームに関係するその他の補助・融資制度　・　P11

HP はこちら

住宅リフォーム補助金総合ページ

一般住宅リフォーム単独ページ

【問合せ先・申請受付窓口】
新発田市役所　建築課　建築審査係　電話 0254-26-3557（直通）
新発田市中央町５丁目２番 13 号　　地域整備庁舎２階

１．制度の概要

市では現存する住宅の長寿命化等を進め、空き家の発生抑制及び市民の住環境向上並びに地域経済の活性化を図ることを目的に、令和８年度「新発田市住宅リフォーム支援事業」を実施します。

この事業は、住宅をリフォームして、より快適な暮らしをしたいと計画されている方に対して、市内の工事施工者に依頼してリフォーム工事を実施する場合に、当該工事に要した費用の一部を補助金として交付するものです。

ご不明な点については、お問い合わせいただくか建築課窓口までお越しください。

２．補助対象者

・一般住宅リフォーム工事を行う「個人住宅」又は「併用住宅」等に**居住する者**※1
・当市に住民登録をしている者※1で、令和８年４月１日現在において１５歳以上の者
・申請日時点の居住地における市区町村税を滞納していない者
・新発田市暴力団排除条例第２条第１号又は第２号に該当しない者
・**過去に「一般住宅リフォーム補助金」又は「中古住宅リフォーム補助金」の交付を受けたことがない者**※2

※１：リフォーム後に居住（住民登録）を予定する者を含みます。
※２：平成 24 年度から一般住宅リフォーム補助金制度、令和３年度から中古住宅リフォーム補助金制度を開始しています。過去の補助金受給状況を確認したい場合は、お問い合わせください。（補助対象者本人に限る。）

【注意事項】

◆ 補助金は、完了実績報告時に提出する補助金請求書に記載された補助対象者名義の指定口座へ振込みます。したがって、補助対象者以外のご家族の口座に振込むことはできません。
◆ 住宅の所有者以外の居住者が補助金申請を行う場合、あらかじめ所有者に対し、リフォーム工事を実施することの承諾を得てください。

３．補助対象建物

・市内に所在し、個人が所有する住宅※3
・**過去に「一般住宅リフォーム補助金」又は「中古住宅リフォーム補助金」の交付を受けたことがない住宅**※2※3

※３：住宅とは、一戸建ての住宅、併用住宅、長屋及び共同住宅（賃貸住宅又は別荘は補助対象外）のことをいい、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等、構造は問いません。また、所有者又は所有者の ２ 親等以内の親族が居住する住宅（リフォーム後に居住（住民登録）を予定している住宅を含む）に限ります。

＊イラストは AI により生成したイメージです。

【注意事項】

◆ **住宅と接続されていない別棟の附属屋（自動車車庫、物置等）は、補助対象外です。**
◆ **併用住宅の場合、補助対象は「住宅部分」に限ります。**
◆ **共同住宅等のリフォームは、「専有部分」に限ります。管理規約等の定めにより、工事を制限している場合がありますので、あらかじめ管理組合等へご確認ください。**

４．補助対象工事

・「８.補助対象となる工事の種類」（４～7 ページを参照）の対象部分のいずれかに該当する工事内容であること
・補助対象工事に要する費用が、10 万円(消費税含む)以上であること
・完了実績報告（必要添付書類を含む）を令和９年３月５日(金)までに提出できること
・当市のチャレンジゼロカーボン補助金、障害者住宅整備補助金又は高齢者等住宅整備補助金等の補助金等と本制度における補助対象工事が重複していないこと（4～6 ページ、11 ページを参照）

【注意事項】

◆ **既に工事に着手している箇所、または工事が完了している箇所は、補助対象外です。**

５．工事施工者の条件

工事施工者は、「市内に本社を有する法人事業者」又は「市内に住所を有する個人事業者」であること。

【注意事項】

◆ **本社が新発田市外で、新発田市内に営業所登録している法人事業者または個人事業者は補助の対象外です。**

６．補助金額

○ **補助率及び補助上限金額は、下表のとおりです。**

◎ 一 般 枠	補助率１５％ 、補助上限金額１５万円
◎ 一定要件枠 下表 1～6 のいずれかの要件に該当する場合	補助率２０％ 、補助上限金額２０万円

一定要件枠

１．三世代同居世帯

親、子、孫等の三世代で構成される世帯

※ 令和８年４月１日現在、18 歳以上から 75 歳未満の者のみで構成させる世帯に限る。

２．高齢者世帯

次の者が属している世帯

■ 令和８年４月１日現在、75 歳以上の者

３．障がい者世帯

次のいずれかの手帳を所持する者が属している世帯

■ 身体障害者手帳１級又は２級
■ 療育手帳Ａ

※ 精神障害者保健福祉手帳は対象外です。

４．子育て世帯

次のいずれかの者が属している世帯

■ 令和８年４月１日現在、18 歳未満の者
■ 申請時に妊娠している者

５．下水道接続等を実施する世帯

次の接続工事又は当該工事と併せてリフォームする世帯

■ 公共下水道（農業集落排水を含む）接続工事
■ 当市の合併浄化槽設置支援事業の補助金を活用した浄化槽接続工事

６．耐震改修を実施する世帯

次の耐震改修工事又は当該工事と併せてリフォームする世帯

■ 当市の木造住宅耐震改修工事
■ 当市の木造住宅簡易補強工事

◇ 補助対象となる工事費には、消費税を含みます。
◇ 補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、千円未満の金額を切捨てします。

７．補助金額の例

○　リフォーム工事費が税込 110 万円の場合の補助金額は、下表のとおりです。

一　般　枠 （補助率１５％ 、補助上限金額１５万円）	一定要件枠 （補助率２０％ 、補助上限金額２０万円）
工事費１１０万円×補助率 15%＝ 16.5 万円 ▶ 補助上限に達したため、**補助金額は 15 万円**	工事費１１０万円×補助率 20%＝ ２２万円 ▶ 補助上限に達したため、**補助金額は 20 万円**

８．補助対象となる工事の種類

○　補助対象工事の可否は、下表のとおりです。

工事種別	補 助 **対 象** 工 事	補助**対象外**工事
外装工事	・屋根、外壁、窓等の張替え、取替え、塗装、その他外装工事 ※4 チャレンジゼロカーボン補助金の対象となる可能性があります。 ※4 防災住宅リフォーム補助金の対象です。	・ 増改築工事 ※ 10 ㎡以内の小規模な増改築も含め、補助対象外 ※ 風除室、バルコニー、ベランダ、サンルーム、テラス、ウッドデッキ等の新設工事も、補助対象外 ・ **太陽光発電設備の設置工事** ・ 屋根融雪装置の設置工事 ・ **屋根の雪下ろし作業用の命綱固定アンカー設置工事**
内装工事	・床、壁、天井等の張替え、取替え、塗装、その他内装工事 ・内窓の新設、交換、改修工事 ・階段手すりの新設工事 ・断熱工事	・ 障子紙の貼替工事 ・ カーテン・カーテンレール・ブラインドの新設工事 ・ 薪ストーブの新設工事 ・ 家具本体の購入費及び取付工事 ・ 床暖房機器等本体及び取付工事費
水回り工事	・トイレ、台所、風呂、洗面所等の衛生設備の交換及び改修に係る給排水配管工事 ※ 工事を伴う便器、暖房便座、温水洗浄便座、洗面化粧台、台所シンク及びユニットバス本体の費用を含む	・ 台所食器棚(カップボード等)本体及び取付工事（システムキッチンと一体型のものは対象） ＊イラストは AI により生成したイメージです。 ・ 給湯器・エコキュート等の給湯機器本体及び取付工事費 ・ 屋外給水栓 ・ 井戸工事 ・ 水道局申請手数料、水道加入金、設計審査料

※4　詳しくは、11 ページの担当課へお問い合わせください。

工事種別	補助**対象**工事	補助**対象外**工事
下水道接続工事	・公共下水道の供用区域内において、公共下水道に接続するための排水設備工事 ・農業集落排水処理施設の処理区域内において、農業集落排水処理施設に接続するための排水設備工事 ・新発田市水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置支援事業補助金交付要綱で定める地域において、合併処理浄化槽が設置されていない個人住宅に、交付要綱の規定により交付決定を受け（受ける予定を含む。）浄化槽を設置し、当該浄化槽に接続する配管工事	・ 既存浄化槽撤去、処分費、埋戻し費用 ・ 浄化槽又は便槽の汲み取り費用 ・ 雨水排水(土中)工事費 ・ **浄化槽本体及び設置工事費** ※4 水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置補助金の対象となる可能性があります。
躯体工事	・土台、柱等の構造材の腐食した部分の補修工事 ・筋かい等の耐力壁増設工事 ・階段の架け替え工事	・ 市の木造住宅耐震改修工事の補助内容と重複がある左記工事
シロアリ対策工事	・建築物(屋内)に係る部分のシロアリ、クロアリの駆除、予防対策、防湿シートの敷設工事	・ 建築物以外(屋外)の部分
電気工事	・床下、壁、天井等の電気配線 ・スイッチ、コンセントの交換、新設 ・機械換気設備工事 ・漏電防止工事 ※4 チャレンジゼロカーボン補助金の対象となる可能性があります。	・ 電気機器類（テレビ、洗濯機、洗濯機、乾燥機等）の購入費 ・ 照明器具本体及び取付工事費 ・ 卓上 IH コンロ本体及び取付工事費 ・ 卓上食器洗い洗浄機本体及び取付工事費 ・ **エアコン本体及び取付工事費、エアコン撤去・処分費** ・ **蓄電池本体及び取付工事費** ・ 浴室暖房機本体及び取付工事費 ・ 蓄熱暖房機器等の本体及び取付工事費 ・ テレビアンテナ、BS、CS 本体及び取付工事費 ・ 電話、インターネット、テレビ、インターホン、防犯に係る機器本体及び配線工事 ・ 住宅用火災警報器本体及び取付工事費

※4　詳しくは、11 ページの担当課へお問い合わせください。

工事種別	補助対象工事	補助対象外工事
バリアフリー工事	・屋内及び玄関ポーチの手すり設置及びスロープ設置工事、その他バリアフリー化工事 ※ 屋外はポーチに接続する部分に限る。	・ **段差解消機本体及び取付工事費** ・ **ホームエレベーター本体及び取付工事費** ※4 障害者住宅整備補助金又は高齢者等住宅整備補助金の対象となる可能性があります。
その他	・リフォーム工事に付帯するハウスクリーニング費用 ※4 危険ブロック塀等撤去補助金の対象となる可能性があります。 ※4 防災住宅リフォーム補助金の対象です。	・ **ブロック塀等撤去工事費** ・ フェンス、塀等設置工事費 ・ 樹木伐採・処分費 ・ 防草シート等敷込み工事 ・ 造園工事 ・ 市場相場と掛け離れた見積額によるもの ・ 仮住まい費用 ・ 仮設トイレ設置費・使用料 ・ 設計費、各種調査費用等 ・ **集中豪雨等による浸水被害を軽減するための止水板設置工事** ・ 住宅と接続されていない別棟の附属屋（自動車車庫、物置等）本体及び設置工事費 ・ 住宅の離れに関するリフォーム ・ 建築基準法及び関係法令に適合しなくなるリフォーム工事

※4　詳しくは、11 ページの担当課へお問い合わせください。

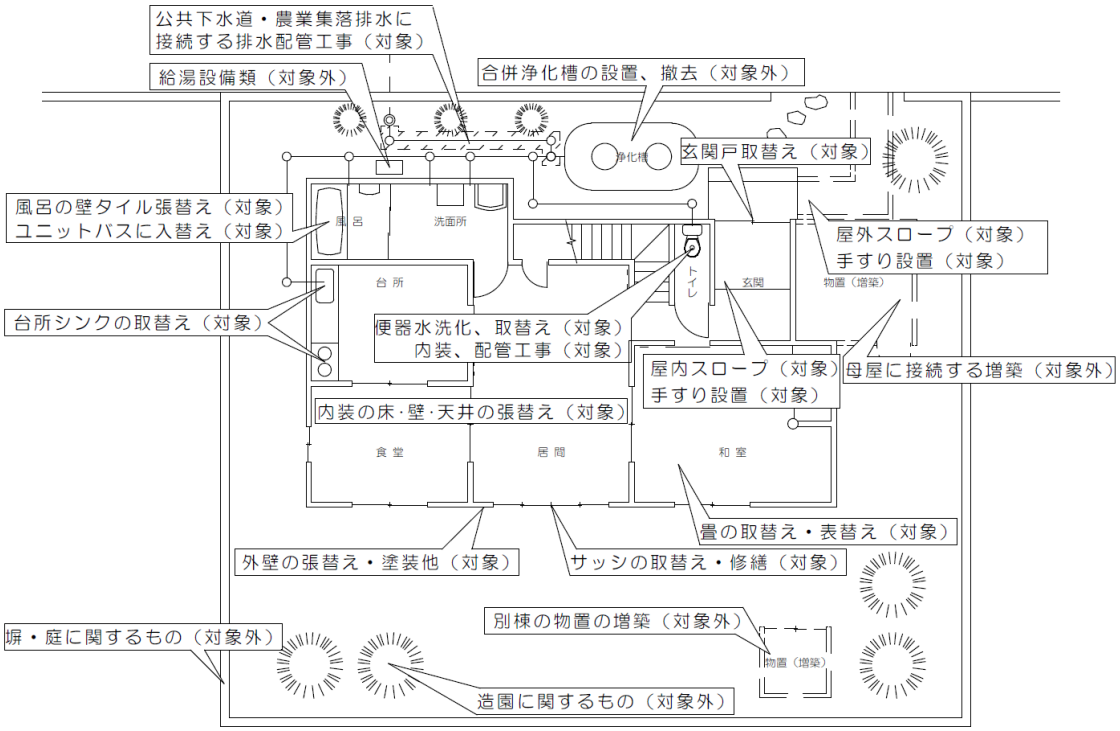

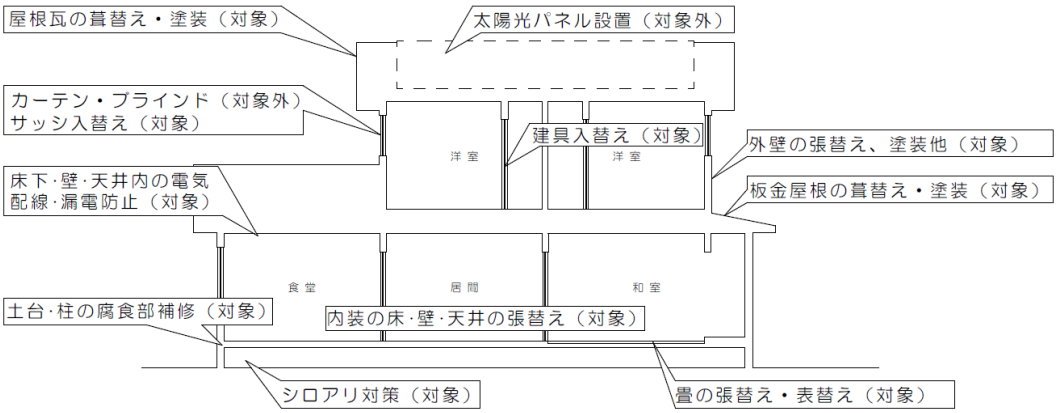

９．募集形式、受付期間、手続きの流れ等

「抽選制」 で受付します。この事業の流れについては、「手続きの流れ」（8 ページ）をご参照ください

・募集件数　　280 件程度（予算額 4,050 万円）

・受付日時　　令和８年５月８日(金) から １５日(金)まで

・受付時間　　平　　日：８時 30 分から 17 時 15 分まで　（1 階　臨 時 窓 口）

・受付場所　　土・日曜日：８時 30 分から 12 時 00 分まで　（２階　建築課窓口）
新発田市中央町５丁目２番 13 号　地域整備庁舎

・工事着手　　交付申請手続き後、交付決定通知書がお手元に届くまで、工事に着手することはできません。なお、事前着工が発覚した場合、補助金を交付することができません。

・工事完了　　令和９年３月５日(金)までに完了実績報告書を提出してください。

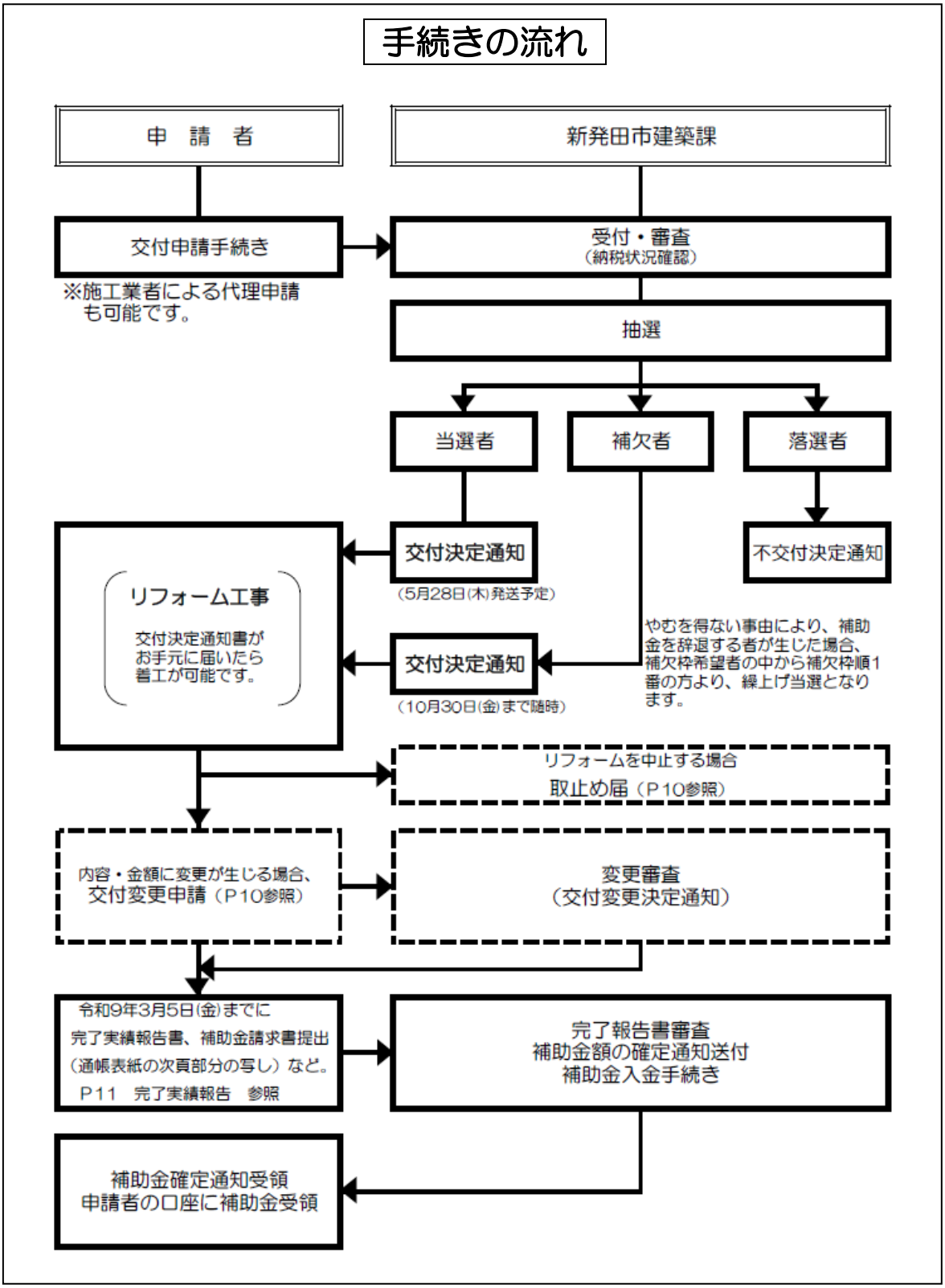

◇　補助対象者としての要件（納税状況）を確認するため、建築課から税務課に納税状況の確認を行います。

◇　交付申請書類で、審査に必要な追加資料を求める場合があります。

◇　交付決定を受けた後に、「補助を受けるリフォーム内容」及び「市内施工者」等の変更を行いたい場合は、見積金額の増減に関わらず、あらかじめ当課と協議のうえ、リフォーム工事を施工する前に交付変更申請手続きを行ってください。（10 ページを参照）

10. 交付申請

○ 交付申請

募集期間内の５月８日(金)から５月 15 日(金)までに、交付申請書に必要書類を添付のうえ、交付申請の手続きを行ってください。交付申請後、市は申請内容の審査を実施し、予算額を上回る申請を受けた場合は、新潟県建築士会北蒲原支部新発田分会会員の立会いのもと、パソコンプログラムを使用して抽選（非公開）を行います。抽選では「当選者」、「補欠者」、「落選者」の３種類を決定し、当選者には「交付決定通知書」、落選者には「不交付決定通知書」を送付します。なお、「補欠者」には、抽選結果のお知らせを送付します。

【注意事項】

※ 交付申請は、ご家族の方や工事施工者の方による代理申請も可能です。

※ 交付決定通知書到着前に工事着手した場合、補助金を交付することができません。

※ 建築基準法に適合しないリフォームにならないよう、必要に応じて事前に建築士等の詳しい専門家にご確認ください。

※ 過去に、本補助金の交付を受けたことがある者及び住宅であること等が発覚した場合、抽選は行わずに「不交付決定通知書」を送付します。

【補欠者の扱いについて】

当選者の中から辞退者がいた場合、補欠番号１番の方から順番に「繰り上げ当選」とします。繰り上げ当選が確定次第ご連絡します。**10 月 30 日(金)までに繰上げ当選の連絡がない場合は、11 月以降に「不交付決定通知書」を郵送します。**

なお、補欠を辞退する場合は、速やかにご連絡ください。

○ 交付申請に必要な書類等

（1） 新発田市一般住宅リフォーム補助金交付申請書（第１号様式）

（2） 市内施工者による一般住宅リフォーム工事の見積書の写し
- 明細が記載され、工事内容が確認できるもの
- 施工者名が記載されており、社判等の押印があるもの
- 見積りの有効期限内のもの

（3） 一般住宅リフォーム工事を行う箇所の工事前の現況写真
- 各工事箇所の写真を添付してください。※外装工事の場合は１か所につき２方向以上の写真。

（4） 対象となる住宅の案内図

（5） 一定要件枠の諸条件を確認するための書類等

A) 三世代同居世帯に該当する場合
- 住民票※4（続柄（つづきがら）の記載のあるもの）

B) 高齢者世帯に該当する場合
- 住民票※4、医療保険被保険者証、介護保険被保険者証等の写しで年齢の分かるもの

C) 障がい者世帯に該当する場合
- 身体障害者手帳、療育手帳の写し

D) 子育て世帯に該当する場合
- 住民票※4、健康保険証等、母子健康手帳（表紙並びに住所及び氏名が確認できる部分に限る。）の写し
- 医師若しくは助産師の妊娠証明書

※4：住民票は申請日前３ヶ月以内に発行されたもの。

（6） その他市長が必要と認める書類(※必要な方には別途お知らせします)
- 交付申請時に、申請者住所が市外である場合は、居住地の市区町村税の納税証明書（交付申請年度の前年度までの納税状況の記載があるもの）を添付してください。なお、市内で転居する場合、納税証明書の添付は不要です。

【注意事項】

○ 新発田市景観計画では市内全域に良好な景観を形成するため、色彩の制限を設定しております。屋根及び外壁のリフォームをする場合に、建物規模や景観エリアに応じて着手の31日前までに届出が必要になります。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。

建築課 景観行政係　　新発田市中央町５丁目２番13号　地域整備庁舎２階 （0254-26-3557 直通）

○ 交付申請を受付できないケースの例

- ◆ 添付書類に不足がある場合
- ◆ 見積書の内訳明細に記載不備や不明な点があり、審査できないと判断された場合
- ◆ 見積書に検算ミスがあるもの
- ◆ 見積書の発行日や有効期限が無記入のもの
- ◆ 補助対象工事の写真が不足している場合や、補助対象工事の箇所が確認できないもの（工事前の外観写真のみでは、工事部分の状況判断が難しい場合は、ご相談ください。）

11．交付変更申請

○ 交付変更申請

交付決定を受けた後に、「補助を受けるリフォーム内容」及び「市内施工者」等の変更を行いたい場合は、見積金額の増減に関わらず、あらかじめ当課と協議のうえ、リフォーム工事を施工する前に交付変更申請手続きを行ってください。

交付変更申請の内容によっては、当初より補助対象工事費が増額となる場合があります。しかし、限られた予算の範囲でより多くの方に補助金を交付していることから、内容の変更や追加に伴う補助金額の増額はできませんのでご承知おきください。

なお、交付変更申請の内容により補助対象工事費が減額した場合、当初交付決定金額より補助金を減額することがあります。

○ 交付変更申請に必要な書類等

（1） 新発田市一般住宅リフォーム補助金交付変更申請書（第４号様式）

（2） 市内施工者による一般住宅リフォーム工事の見積書の写し

- ・明細が記載され、変更後の工事内容が確認できるもの
- ・施工者名が記載されており、社判等の押印があるもの
- ・見積りの有効期限内のもの

（3） 一般住宅リフォーム工事を行う箇所を変更する場合、その箇所の工事前の現況写真
※外装工事の場合は１か所につき２方向以上の写真

（4） その他市長が必要と認める書類 （※必要な方には、別途お知らせします）

12．交付申請の取下げ、交付決定の取止め

交付申請後、当市の審査中において、やむを得ない事情により申請を辞退したいときは、取下げの届出手続きを速やかに行ってください。（第６号様式）

交付決定を受けた後に、やむを得ない事情で工事が実績報告提出期限までに完成しない場合、又は中止しなければならない等の事情が生じた場合は、**９月30日(水)までに取止めの届出書を提出してください。**（第６号様式）

また、リフォーム工事が一部施工された部分（未完成部分）について、部分払いは行いません。

13. 完了実績報告　　提出期限：令和９年３月５日(金)

リフォーム工事が終わり次第、完了実績報告書に必要書類を添付のうえ、実績報告の手続きを行ってください。手続き後、補助要件を満たしていると認められ、かつ、補助金額が確定後、市から補助金確定通知書を送付します。

提出期限を過ぎた場合及び申請内容に虚偽や不正がある場合は、補助金の交付ができません。また、補助金を交付した後に不正行為等が発覚した場合は、期間を定めて補助金の返還を命じます。

○　完了実績報告に必要な書類等

（１） 新発田市一般住宅リフォーム補助金完了実績報告書（第７号様式）

（２） 一般住宅リフォーム工事を行った箇所の工事後（完了後）の現況写真

・シロアリ対策工事に係る申請をされた方は、工事前の床下等の状況、薬剤散布や注入施工中の写真も提出してください。

（３） 市内施工者からの工事代金請求書又は領収書の写し

（４） その他市長が必要と認める書類

・新発田市住宅リフォーム補助金請求書（振込先記入）

・アンケート

・補助申請時にリフォーム工事施工場所と申請者住所が異なる場合、リフォームした住宅に引越し後の住民票で続柄の記載のあるものを提出してください。

14. 補助金の請求

完了実績報告の手続き時に、補助金請求書を併せて提出してください。記入間違いによる振込不能防止のため、補助金請求書には振込先を記入せずに、通帳の写しを添付することも可能です。なお、振込先は普通預金口座のみとなります。

15. 新発田市の住宅リフォームに関係するその他の補助・融資制度

補助金名称	担当課	担当係	電話番号（直通）
木造住宅の耐震診断	建　築　課	建築審査係	0254-26-3557
木造住宅の耐震改修等補助金			
危険ブロック塀等撤去工事補助金			
防災住宅リフォーム補助金			
中古住宅リフォーム補助金		空家・住宅対策係	
住宅取得補助金			
〈空き家バンク〉お祝い補助金			
〈空き家バンク〉家財道具処分補助金			
景観形成支援補助金		景観行政係	
チャレンジゼロカーボン補助金	環境衛生課	生活環境係	0254-28-9120
障害者住宅整備補助金	社会福祉課	障がい福祉係	0254-28-9251
高齢者等住宅整備補助事業	高齢福祉課	高齢福祉係	0254-28-9200
水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置補助金	下水道課	計画係	0254-23-7179
排水設備設置資金融資あっせん制度		業務係	0254-23-7178